

特記仕様書

業務名：豊田市大野瀬町梨野地区における小水力発電所事業性評価調査・公募資料作成業務委託

豊 田 市

1 適用

本業務仕様書は、豊田市が発注する以下の業務に適用する。

2 業務名

豊田市大野瀬町梨野地区における小水力発電所事業性評価調査・公募資料作成業務委託

3 業務の目的

豊田市大野瀬町梨野地区における小水力発電事業の可能性調査及び基本設計等を行い、事業性評価を行うとともに、発電事業者の公募に必要な資料の作成を行うことを目的とする。なお、本業務は、一般社団法人新エネルギー財団の「水力発電導入加速化事業費」（以下「水力発電補助金」という。）を用いて行うこととする。

4 業務場所

豊田市大野瀬町ほか地内（添付資料参照）

5 業務期間

令和6年度：委託期間の開始日から令和7年1月31日まで
令和7年度：委託期間の開始日から令和8年1月31日まで
（年度毎の業者選定・契約を行う）

6 業務内容

小水力発電の事業性評価に必要な次の項目に取り組むこと。

【令和6年度】

○業務期間 委託期間の開始日から令和7年1月31日まで

項目	内容
① 地形測量	・基準点測量、路線測量、現地測量を行い、平面図、縦横断図を作成する。測量範囲は取水予定地点から放水予定地点までの長さ約850m、面積約13,000㎡の範囲で、縦断方向に1本（水圧管ルート）、横断方向に12本程度実施する。
② 地質調査	・ヘッドタンク予定地と発電所建屋予定地の2地点で実施する。地盤にロッドを垂直に3m程度突き刺し、その沈み方から地盤支持力、土質及び地下水位を調査する。1地点につき3箇所実施する。
③ 流量調査	・令和6年12月～令和7年1月の期間、水位データの観測を行い、流量の多い時期と少ない時期のデータを取得するため、最低2回程

	<p>度の現地流量実測を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・近傍ダムのデータによる推定流量と実測流量比較し必要に応じて補正を行い、対象河川の10年間の河川流況を作成する。
④ 事業性評価	<ul style="list-style-type: none"> ・事業性評価

再委託については、次のとおりとする

ア 受託者は、業務の全部一括して又はこの業務における主たる部分である上記表の④事業性評価に係る業務を第三者へ再委託してはならない。

イ 受託者は、コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿の作成、印刷、製本、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など当該業務の付随的・補助的業務に当たらない簡易な業務及びソフトコンテンツの実施における備品準備や一部コンテンツ提供など全体の運営にかかる局所的な業務の再委託に当たっては、本市の承認を必要としない。

ウ 受託者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により本市の承認を得なければならない。

エ 受託者は、再委託先に対して本契約における受託者の義務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負う

【令和7年度】

○業務期間 委託期間の開始日から令和8年1月31日まで

令和6年度実施の豊田市大野瀬町梨野地区における小水力発電所事業性評価調査・公募資料作成業務委託及び大桑谷川における流量観測業務委託より調査データを引継ぎ、実施すること。

項目	内容
① 流量調査	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年7月～令和7年11月の期間、水位データの観測を行い、流量の多い時期と少ない時期のデータを取得するため、最低2回程度の現地流量実測を行う。 ・近傍ダムのデータによる推定流量と実測流量比較し必要に応じて補正を行い、対象河川の10年間の河川流況を作成する。
② 基本設計	<ul style="list-style-type: none"> ・レイアウト、構造検討 ・有効落差、使用水量の算定 ・主要構造物（ヘッドタンク、水圧管路、発電建屋基礎、放水路等）の基本設計図面作成 ・水車発電設備の検討 ・工事数量算出、工事費概算
③ 事業性評価	<ul style="list-style-type: none"> ・発電量、売電額シミュレーション ・収支計算、事業性評価

④ 公募資料作成	・発電事業者の公募を行う際の資料を発注者と協議の上、作成する。募集要項、様式関係、公募時の事業者参加資格条件、事業者選定基準（審査方法）、発電収入の取扱い、その他必要な資料
----------	--

再委託については、次のとおりとする

- ア 受託者は、業務の全部一括して又はこの業務における主たる部分である上記表の③事業性評価と④公募資料作成に係る業務を第三者へ再委託してはならない。
- イ 受託者は、コピーや資料の収集、収集資料の整理、単純な集計、原稿の作成、印刷、製本、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入など当該業務の付随的・補助的業務に当たらない簡易な業務及びソフトコンテンツの実施における備品準備や一部コンテンツ提供など全体の運営にかかる局所的な業務の再委託に当たっては、本市の承認を必要としない。
- ウ 受託者は、ア及びイに規定する業務以外の再委託に当たっては、書面により本市の承認を得なければならない。
- エ 受託者は、再委託先に対して本契約における受託者の義務と同様の義務を順守させ、その行為について一切の責任を負うものとする。

7 成果品

本業務における調査、検討の結果を取りまとめ、業務報告書を作成すること。

- ・業務報告書（A4両面により製本されたもの）1部
- ・上記報告書の電子データ（CD-R）1枚
- ・公募資料 1式

8 その他

業務の実施に当たっては、豊田市と十分協議を行うこと。

以上